

四天王寺流基幹本「武家記集」の学理的展開

THEORETICAL EVOLUTION OF "BUKEKI-SHŪ" IN MAINSTAY BOOKS OF THE SHITENNŌJI SCHOOL

山崎 純*1, 岡本 真理子*2, 河田 克博*3, 麓 和善*3
仙田 満*4, 内藤 昌*5

Jun YAMAZAKI, Mariko OKAMOTO, Katsuhiko KAWATA,
Kazuyoshi FUMOTO, Mitsuru SENDA and Akira NAITO

This study determines theoretical characteristics of two volumes in mainstay books of the Shitennōji School: "Bukeki-syū" of *Shoki-shū* and "Den-oku-syū" of *Shōmei*. The results are the following. "Bukeki-syū" of *Shoki-shū* is a memorandum stating the theory of design techniques of Bukeyashiki (the Bushi houses) in Keichō years (about 1608). "Den-oku-syū" of *Shōmei* is a learned book stating comprehensively about the architectural theory of the noble houses in Kan-ei years (about 1624).

keywords : "Shoki-shū", "Bukeki-shū", "Shōmei", "Den-oku-shū", theoretical evolution
『諸記集』, 『武家記集』, 『匠明』, 『殿屋集』, 学理的展開

序

本研究は、日本建築様式における設計学理を日本古典建築書の分析にもとづき探究する事を目的とし、武家屋敷に関する雛形（「武家記集」）で特に江戸時代の建築設計論にて正統性をもつ、四天王寺流の基幹本『諸記集・武家記集』と『匠明・殿屋集』を直接の研究対象に論考している¹⁾。

前稿では、両書の書誌と項目構成を比較考察して、内容構成において変容の著しい項目は、その成立過程を具体的に論考し、内容的な特質を論じた²⁾。その結果、慶長期祖本の内容構成は『諸記集・武家記集』にほぼ等しく、『匠明・殿屋集』は改編後の題名・内容構成と考定でき、さらに『諸記集・武家記集』から『匠明・殿屋集』への変遷過程については、日本古典における住宅様式学の体系が成立する建築学的な意義を、歴史評価する必要があると考察した。

そこで本稿では、『諸記集・武家記集』と『匠明・殿屋集』の「建築学としての設計理論」、すなわち住宅設計「学理」による視座から、両書の構成・体系を論考する。そして、四天王寺流基幹本「武家記集」の住宅設計学理が、『匠明・殿屋集』への再編纂によって体系化する過程を、歴史的に評価する。

1. 学理構成

まず『諸記集・武家記集』と『匠明・殿屋集』の項目構成を学理的な視座から示す。（項目名称は、表1に示すごとく『諸記集』を^①、『匠明』を^②とし、次に両集「武家記集」「殿屋集」の頭文字と○付数字の項目番号で略称する）

1-1 『諸記集・武家記集』（表1左欄）

冒頭の項目名称は「^①広間之事」であるが、内実は^①諸武①-1～^①諸武①-4に6間×8間、10間×13間の〈指図〉（主殿平面図）、中門の部分図を示し、続く^①諸武①-5に〈主殿〉躯体の設計方法を、〈説文〉³⁾、すなわち文章のみで設計論を述べている。ここまでは、〈指図〉項目と〈説文〉項目を併記して〈型〉として主殿の〈部位〉で躯体の設計論を述べ、〈指図〉を設計論の一環とみる学理意図が認められる。次に^①諸武②～^①諸武⑩では、〈主殿〉造作の設計方法を〈説文〉により記述している。主殿の設計論は、〈部位〉として躯体から造作の順で説いており、いわば実際の作事工程に従う記述の順序で構成される。そして^①諸武⑪～^①諸武⑭では、〈型〉として主殿南庭への出入口である塀重門と、付属する厩の設計論を説く。

要するに、『諸記集』の〈編成概念〉は実用的な〈木割〉のみか

*1 東京工業大学大学院理工学研究科建築学専攻 大学院生・工修

*2 東海女子大学文学部美学美術史学科 教授・工博

*3 名古屋工業大学工学部社会開発工学科 助教授・工博

*4 東京工業大学工学部建築学科 教授・工博

*5 愛知産業大学造形学部建築学科 教授・工博

Graduate Student, Graduate School of Science and Eng., Dept. of Architecture and Building Eng., Tokyo Institute of Technology, M. Eng.

Prof., Dept. of Aesthetics and Art-History, Faculty of Literature, Tokai Women's College, Dr. Eng.

Assoc. Prof., Dept. of Architecture, Urban & Civil Eng., Faculty of Eng., Nagoya Institute of Technology, Dr. Eng.

Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Tokyo Institute of Technology, Dr. Eng.

Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Formative Arts, Aichi Sangyo University, Dr. Eng.

表1：『諸記集・武家記集』『匠明・殿屋集』学理構成模式

『諸記集・武家記集』(慶長13年-1608-記)				『匠明・殿屋集』(承応4年-1655-以降改編)				
編成概念	記述法	型	部位	記述項目	編成概念	記述法	部位	記述項目
木割	基本	主殿	躯体	諸武①-⑤ 諸武①-② (10間×13間主殿) 諸武①-③ (主殿-出中門-) 諸武①-④ (主殿-織中門-) 諸武①-⑤ (主殿木割)	木割	基本	主殿	匠殿①-② 匠殿③-④ 匠殿⑤-⑥ 匠殿⑦-⑧ 匠殿⑨-⑩ 匠殿⑪-⑫ 匠殿⑬-⑭ 匠殿⑮-⑯ 匠殿⑰-⑱ 匠殿⑲-⑳ 匠殿㉑-㉒ 匠殿㉓-㉔ 匠殿㉕-㉖ 匠殿㉗-㉘ 匠殿㉙-㉚ 匠殿㉛-㉜ 匠殿㉝-㉞ 匠殿㉟-㊱ 匠殿㊲-㊳ 匠殿㊴-㊵ 匠殿㊶-㊷ 匠殿㊸-㊹ 匠殿㊺-㊻ 匠殿㊼-㊽ 匠殿㊾-㊿
			造作	諸武⑥-⑩ 諸武⑥ 車寄之事 諸武⑦ 装束妻戸之宣 諸武⑧ 判上權之事 諸武⑨ 中門之事 諸武⑩ 立具之事			軀造	匠殿⑪-⑱ 匠殿⑪ 内作分 匠殿⑫ 納戸構 匠殿⑬ 違櫓 匠殿⑭ 書院之事 匠殿⑮ 色代同遠侍之事 匠殿⑯ 職之事 匠殿⑰ 舞台 昔ハ泉殿ト云リ 匠殿⑱ 昔六間七間ノ主殿之図
			門	諸武⑪-⑬ 諸武⑪ 式台所之事 諸武⑫ 扉重門取付屏之事 諸武⑬ 扉重門之事			展	匠殿⑲-㉑ 匠殿⑲ 三間殿ノ図 匠殿⑲ 東山殿屋敷ノ図 匠殿⑲ 当代広間ノ図-折中門- 匠殿⑲ 当代広間ノ図-出中門- 匠殿⑲ (当代屋敷の図) 匠殿㉑ (建築名) 匠殿㉑ 禁中御殿当代之図 匠殿㉑ (伝来経緯・政信奥書) 匠殿㉑ (吉政奥書)
			殿	諸武⑭-⑳ 諸武⑭ 殿之宣			開	匠殿㉒-㉔ 匠殿㉒ 主殿配置図 匠殿㉒ 広間配置図 匠殿㉒ 内裏配置図
				匠門①			指	匠殿㉕-㉗ 匠殿㉕ 主殿配置図 匠殿㉕ 広間配置図 匠殿㉕ 内裏配置図
								由 特 例 書

(凡例) 固：『諸記集』 匠：『匠明』 武：『武家記集』 殿：『殿屋集』 門：『門記集』 社：『社記集』 塔：『塔記集』
*付項目は、対応する項目がないことを示す。「武家記集」「殿屋集」以外に対応している項目は、← または →で示す。

らなり、主殿の躯体と造作→門→殿と、それぞれの〈型〉を順に示している武家住宅設計の技術的〈覚書〉で、他巻との関係は、あくまで史料名の『諸……』の一主題に位置づけられるにすぎない。

1-2 『匠明・殿屋集』(表1右欄)

まず〈型〉である〈主殿〉を、「当代ハ広間ト云リ」として歴史的に位置づけ、匠殿①では〈部位〉として躯体の、匠殿②～匠殿⑩では造作の設計論を、それぞれ〈説文〉により述べている。そして匠殿⑪・匠殿⑱では、〈型〉として殿・舞台の設計論を、〈説文〉で説いている。次いで匠殿⑭～匠殿⑲では、〈型〉として各種図面を記載して、主殿図・殿図・主殿配置図・広間図・広間配置図を〈指図〉で示している。ここまでの項目構成を大観すると、前半部分の〈説文〉項目群を〈記述法〉の〈基本〉とすれば、後半部分の〈指図〉項目群は〈展開〉といえる。

加えて匠殿⑱では、武家屋敷設計論の概念をこえる建築名の〈由来〉を説き、さらに匠殿⑲では〈特例〉として公家建築である内裏配置図を記載している。最後に匠殿⑲・匠殿㉑に〈奥書〉を付して以上を締めくくり、「殿屋集」を他巻と独立させた完結性が著しい。

要するに『匠明』の〈編成概念〉は、設計論である〈木割〉だけではなく、〈由来〉〈特例〉〈奥書〉により学理が補完されている。また〈木割〉についても、〈説文〉により主殿・殿・舞台の設計論を説く〈基本〉と、図面により古法主殿・当代広間の平面図・配置図を示す〈展開〉による、記述の体系化概念が指摘できる。

2. 学理体系

次に、両書の学理構成を比較考察して、『諸記集・武家記集』から『匠明・殿屋集』への学理体系の改編を論じる。

2-1 〈型〉の拡大

『諸記集』は主殿・門・殿の設計論を記している。『匠明』は主殿・殿・舞台の設計論に加えて、古法に関する主殿図・殿図・主殿配置図、当代法に関する舞台を含めた広間図・広間配置図を示し、さらに建築名称の〈由来〉、〈特例〉としての内裏配置図、〈奥書〉を述べている。すなわち、『匠明』では貴族住宅への設計学理の拡大が認められ、『諸記集』と比較して編成内容は豊富となっている。

さらに両書の〈型〉を比較して、『諸記集』の「武家記集」にあ

る扉重門の設計論(諸武⑬)は、『匠明』では「殿屋集」ではなく、「門記集」(匠門①)へ項目を移動している事が重要である。つまり、『諸記集』は施主に応じた実用的な分類概念によるのに対して、『匠明』は「門」という建築様式の分類概念を優先させている。こうした編成概念の根本的な改編に伴い、『匠明』では「扉重門取付扉」を主殿(広間)中門廊との連続から主殿の設計論の一部として、匠殿⑪「色代同遠侍之事」項目に入れ、再編成している。

2-2 〈基本〉から〈展開〉へ

『匠明』の編成概念は、『諸記集』のそれと比較してより体系的である。そこで完成された『匠明』にもとづき、編纂意図を論じる。

2-2-1 主殿：〈説文〉項目による主殿の設計論は、『匠明』への編纂過程で内容的な変容は認められないが¹⁾、『諸記集』では主題であるのに対し、『匠明』では〈型〉の一部となっている。

設計様式への意識を理解する上で注目すべきは、両書の〈説文〉で「主殿」「広間」に関する語句が相違している点である(表2)。まず「武家記集」の奥書年代、慶長13年(1608)頃の殿舎名称をうかがうと、匠殿⑱「(建築名)」の「一、天正ノ比、関白秀吉公聚洛ノ城ヲ立給フ時、主殿ヲ大キニ広ク作りタルヲ、広間ト俗ノ云ナラワシタルヲ、爾今広間ト云リ。(ノは原文改行箇所、以下同)」との内容は、記録や遺構から推察して概ね妥当で²⁾、近世初頭の殿舎名称は「広間」が適切と判断される。

一方『諸記集』は、諸武①-⑤冒頭に「広間之事」を冠してはいるが、設計内容において特に「広間」に固有な技術内容を意識する事はなく、項目名称以外の〈説文〉記述はすべて「主殿」を用いている(表2左欄)。つまり『諸記集』は、項目名称にこそ「広間」を冠するが、内容的には「主殿」である。「主殿」に対する「広間」の意識、ひいてはその設計技法(古法)と〈当代法〉を設計様式の2体系と捉える意識は認められない。両者の技術的な差異は、「主殿」の平面構成が拡張する過程に伴い、その絶対寸法(柱太さ・柱間・内法高・軒出等)を大きくする事で成立する。つまり両者の技術は設計の体系として同一と了解でき、設計学理において連続する技法としている。『諸記集』が内容的には「主殿」を主題としながら、あえて「広間」という近世初頭の殿舎名称を冠する事には、施主を武家に特定する「武家記集」が、当世に実在する武家専一の殿舎名

表2:「主殿」「広間」に関する<説文>比較

『諸記集・武家記集』		『匠明・殿屋集』	
広間之事	諸武①	匠殿①	主殿 当代ハ広間ト云リ。
然凡当世太キ成ノ主殿ニシテ、表拾六七間計大小二仕候ハ、			然共ノ当世大なる主殿にして、表ノ拾六、七間斗大小二仕候ハ、
又当世太キ成主殿ニハ	諸武③	匠殿③	又当世ハ大成広間ニハノ
又当世太ノキ成主殿ニシテハ	諸武⑤	匠殿⑤	又当世ノ大成広間ニシテハ、
太キ成主殿ハ三本ニスノヘシ	諸武⑦	匠殿⑦	大成広間ハ三本ニノサヘシ。
又太キ成主殿ハ中敷居上迄八寸ニモスヘシ	諸武⑧	匠殿⑧	又大成ノ広間ハ中敷居上マテ八寸にもノサヘシ。
二柱ノ太サ四寸二分ノ時ハ主殿ノ柱ト同	諸武⑩	匠殿⑩	一、柱太サ四寸二分ノ時ハ、広間ノノはしらト同シ。
但主殿ノ柱太ク仕時ハ			但広間ノ柱太クノサヘキ時ハ、
此外木研ハ右主殿ノ如ク也、			此外木研ハ右広間ノノことク也。ノ
板敷ノ高サ主殿落縁ノ上ハトノ同			一、板敷ノ高サ、広間落縁ノノ上ハト同シ。
主殿切目長押一ツ長押廣クスヘシ、			広間きりめ根一ツノ根広クサヘシ。ノ
簷ノ高サ主殿ノ桁一ツ下ル也ノ			一、檐ノ高サ、広間ノ桁老ツキノサヘシ。
但主殿ノ櫛ト同事ニモスヘシ			但広間ノ櫛ト同シノにもサヘシ。ノ
内法長押ハ主殿内法長押ヲ可通			一、内法根ハ広間内法根をノとをサヘシ。
一高サ主殿内法長押下ヨリ柱一本狭ミ	諸武⑩		一、高サ、広間内法根下ヨリノ柱一本はさみ、
柱太サ主殿ノ柱片免ニシテ			一、柱太サ、広間ノ柱片免落シ。ノ
腰長押ハ主殿ノ落縁高サ昔一尺八寸ノ時			腰根ハ広間ノ落縁高サノ昔一尺八寸ノ時、
主殿切目ナゲシノ上ハト			広間切目ノ根上ハト
遠侍縁高サ主殿切目長押一ツ下ル	諸武⑭	匠殿⑭	一、遠侍縁高サ、広間切目一ツツノさかる。
右残所ハ主殿木研ト同ノ事也			右残所木研ハ主殿ト同シ者也。ノ
		匠殿⑬	一、板敷ノ高サハ広間をち縁ノノ上ハト同シ。ノ
			一、広間ト舞台ノ間
			残所木研ハ主殿ト同シノ可也。ノ
		匠殿⑯	昔六間七間ノノ主殿之図
		匠殿⑰	当代広間ノ図
(凡例) ゴシックは、両史料に相応する「主殿」「広間」の比較		匠殿⑱	一、天正ノ比、関白秀吉公築洛ノ城ヲノ立給フ時、主殿ヲ大キニ広クノ作リタルヲ、広間ト俗ノ云ナラノワシタルヲ、爾今広間ト云リ。

称「広間」の呼称⁶¹⁾にこだわる、設計技術の実用を志向して〈寛書〉の編纂姿勢が看取できる。

以上に対し『匠明』は、「主殿」を冠して〈古法〉による設計様式の技法を記す旨をことわり、「主殿」から「広間」への大成過程を匠殿⑩(「建築名」)に解説する。〈説文〉においても(表2右欄)、「主殿」「広間」の語句を区別して使用し、「主殿」様式を「広間」様式に先行する古典様式とみなし、その設計技法を〈当世法〉に対する〈古法〉として峻別する歴史意識がある。さらに、基本的に主殿設計論と、その設計技法の〈古法〉を主体に記し、当世建築の源泉である様式を、当世建築より優先して体系記述する古典意識の存在が指摘できる。すなわち『匠明』では、設計技術体系に関する古典学が成立している。

〈古法〉を古典学として〈当世法〉への学理を展開する過程については、四天王寺流基幹本の『故事秘伝書』(承応4年-1655-) ⁷⁾が注目される。『諸記集』と『匠明』では併説する〈古法〉と〈当世法〉を、まさに歴史を説く『故事秘伝書』には「古法主殿式尺」の項目、「広間」の項目で識別する。要するに、四天王寺流系本においては、〈古法〉〈当世法〉の意識は『故事秘伝書』で萌芽し、『匠明』においてはあくまで〈古法〉を重視する古典建築書が完成している。同様の様式意識は、四天王寺流のみならず他流派の木割書にもみられ、たとえば加賀建仁寺流系の『武家鎌倉図』(宝暦元年頃-1760-) ⁸⁾では、設計様式の2技法を峻別している。

〈古法〉〈当世法〉の両技法をともに認める様式意識は、西欧と比較して極めて日本的な特徴と思われる。つまり、日本古典の建築様式論の潜在意識における、先行する建築様式を否定せず両様式を併存・共生する、全体同時性の非時間的な特質に注目したい⁹⁾。

2-2-2 厩: 厩の設計論には、『匠明』への編纂過程で内容的な変容は認められないが⁴⁾、『匠明』では厩の設計論の〈説文〉項目と、後述する厩図の〈指図〉項目が対応して、学理が体系的である。

2-2-3 舞台: 『匠明』における新たな学理である¹⁰⁾。「舞台」の項目名称後に「昔ハ泉殿ト云リ、」との但し文を記述、「能舞台」

の源流を「泉殿」になぞらえる。主殿設計論が〈古法〉の設計技法である事と対応させ、舞台設計論も古典学との関連をはかったものと推察され、学理の体系化意識が徹底している。

屋敷雛形の舞台設計論は、寛永15年(1638)~承応3年(1654)頃に成立の『(竹内右兵衛)寛書』¹¹⁾を嚆矢とする。元和期から寛永期にかけての〈式正数寄御成〉の大成過程で、演能を武家固有の文化と重視する時代背景を考えると¹²⁾、能舞台学理の希求意識が、やがて寛永期に屋敷雛形の舞台設計論へ昇華するのは必然的である。

舞台設計論であるものの、〈説文〉の最後に「残所木研ハ主殿ト同し可用、」とことわり、主殿の設計学理を参考としなければ設計が出来ない。つまり舞台設計論の設計体系は、主殿(広間)設計論の延長とみなされ、屋敷設計の統一をはかる体系性が認められる。

2-2-4 主殿図: 両書の項目は相応するが、平面規模が異なり、『匠明』の主殿平面図では理念的な〈指図〉となっている¹³⁾。

『諸記集』の主殿平面図(諸武①-1)は、広間平面図(諸武①-2~諸武①-4)とともに『匠明』(匠殿⑭・匠殿⑰-1・匠殿⑰-2)に相応しているが、両書では〈指図〉項目と、設計論の〈説文〉項目との相対的な構成順序が、その編成概念を反映させて相違している。つまり『匠明』の〈指図〉項目は、多様な図面形式による〈展開〉学理に位置づける構概念図から示されている。

2-2-5 厩図: 『匠明』における新たな学理で、〈式正数寄御成〉における御成厩と想定できる3間厩の〈指図〉が記載されている¹⁴⁾。

『匠明』の厩設計論は〈説文〉と〈指図〉が対応し、図面による説明を重視して学理の統制をはかる編纂姿勢が認められる。

〈指図〉を補強して学理を展開する屋敷雛形の過程をたどると、明暦元年(1655)に公刊される『新編武家雛形』¹⁵⁾が『匠明』の再編纂に与えた影響が、まず考えられる。『新編武家雛形』は秘伝書系の建築技術書との強い関連性が指摘されているが¹⁶⁾、〈説文〉項目ごとに〈指図〉を対応させ図面を重視する特質は、『匠明』の学理体系にも認められる。公刊本は江戸中期以降、特定の技術者集団の秘伝であった建築技術を広く世間に流布し、公刊以降の、秘伝書系とい

える建築技術書にも少なからぬ影響を与えたと考えられる¹⁶⁾。

2-2-6 主殿配置図：『匠殿』⑩「東山殿屋敷ノ図」は『匠明』における新たな学理である¹⁷⁾。『諸記集』は、結局のところ単一殿舎の設計論であるのに対し、『匠明』は『匠殿』⑩-3「(当代屋敷の図)」とともに、多様な殿舎の屋敷構成論を配置図で示しており、そのマクロな学理体系を評価したい。主殿配置図は、『匠明』が古典の設計論を体系的に講述している事と相応させる学理意図と理解できる。また当世(式正数寄御成)屋敷構成論の源流を、東山時代の(式正御成)屋敷構成論へと遡らせて、(当世)を(意味づけ)(格式づけ)する礼文主義的(歴史主義的)な編纂意図の存在が留意される。

2-2-7 広間図：『諸記集』では広間平面図(諸武①-2)に出中門・折中門(諸武①-3、①-4)の中門形式を説明しているが、『匠明』では平面規模・構成が大きく異なり、將軍御成用の格式をもつ、折中門つきの広間平面図(匠殿⑦-1)を示して、さらに出中門(匠殿⑦-2)の中門形式を描いている。

前稿でみたように、『諸記集』指図は奥書当時(慶長期)の建築様式に対して現実的な内容にこだわる(覚書)である¹⁸⁾。一方、『匠明』指図には、(本舞台)脇に(脇座)を付加していない元和期の能舞台が描かれ¹⁹⁾、広間の平面構成も元和9年(1623)の尾張義直邸の秀忠御成に範をとる(式正数寄御成)の大成に呼応する建築様式を示している¹⁸⁾。要するに、『匠明』の指図には、「殿屋集」再編纂時期の建築様式意識を反映させ、それを理念的な規範図として普遍化する編纂姿勢が認められる。

2-2-8 広間配置図：『匠明』の新たな学理である¹⁹⁾。『匠明』再編纂時期の社会的要請の様相をうかがうと、建築様式の志向が数寄屋造様式への移行がみられ、前述の尾張邸御成を典型とする江戸幕府の儀式典礼＝(式正数寄御成)規範の成立に呼応して、新しい武家屋敷構成への対応を示している。すなわち、(説文)項目が設計論の古典学を重視する一方、(指図)項目は当世の建築様式への歴史意識を強調している。

注目すべきは、当図に武家屋敷の施設「御成厩」はなく、代わりに「御成門」を入り左奥に公家が牛車をおく「車休」が描かれ、武家屋敷の規範図を基本としながらも、公家文化を象徴する施設も述べられている。つまり、近世の社会的覇者である武家の屋敷に、古代からの歴史的な貴族階級である公家屋敷の構成規範を加えている。文字どおりの(殿屋)の学理を顕現する内容の(指図)で(後述)、他史料の屋敷図にない特質といえる。つまり『匠明』における配置図は、歴史的に正統といえる屋敷構成論を規範図として表現し、空間構築の方法として武家・公家屋敷の(場の設計論)を講述している。空間構成の文脈的な象徴として建築を規格化する意識には、日本的な思想の特徴が認められる²⁰⁾。

四天王寺流における(場の設計論)の展開過程をたどると、承応2年(1653)の『大内裏殿室指図』²¹⁾と承応4年(1655)の『故事秘伝書』²²⁾が注目される。特に『故事秘伝書』は、(場の設計論)講述とともに、『匠明』学理体系の成立過程を具体的に示す史料として重要である。(場の設計論)の記載がある屋敷雛形は、他にも元禄2年(1689)の『(柏木政等伝来目録)』²³⁾・元禄14年(1701)の『鎌倉御所総絵図』²⁴⁾・元禄14年(1701)～元文4年(1739)頃成立の『武家鎌倉図』²⁵⁾・天明5年(1785)以前に記された『武家広間惣指図之事』²⁶⁾がある。いずれも鎌倉御所や室町御所に仮託し

た(指図)で、史料の記述年代である江戸中期における復古意識は、(式正数寄御成)の成立過程に鎌倉時代や東山時代の伝統的な武家故実・典礼を正伝した故実家の活躍と共軌する¹⁹⁾、現実を(格式づけ)する源流様式への希求と理解でき、ここに歴史主義的な編纂意図がうかがえる。

2-2-9 建築由来：『匠明』の新たな学理であるが²⁰⁾、建築技術書の実質たる設計論に関する内容ではない。建築様式の源流を(由来)として学理補完する意識には、歴史的な連続性を正統表現と解釈する、歴史主義的な編纂姿勢が看取できる。そして、『匠明』編纂期に最新の建築様式である「数寄屋」に関し、「茶ノ湯之座敷ヲ数寄屋ト/名付事ハ、右同比、堺ノ宗益/云始ル也、」と記述し、広間配置図に描く数寄屋施設とともに、当代建築の学理を補完する編纂意識が注目される。

寛永期『(竹内右兵衛覚書)』²⁷⁾の数寄屋設計論を嚆矢として、以降「数寄屋雛形」が一般化する事から、寛永期頃に(式正数寄御成)を範とする数寄屋学理への希求意識が強まったものと推察される。

2-2-10 内裏配置図：『匠明』における新たな学理で²⁰⁾、慶長18年(1613)造宮の内裏の建築様相を示す内裏配置図を描くとともに、禁中殿舎と武家殿舎との対応関係を説明している。「武家記集」として施主を武家に特定した住宅設計学理にこだわる『諸記集』の編纂姿勢に対して、『匠明』では「殿屋集」の改題名に顕現されるが如く、公家屋敷の概念を含む貴族住宅論へと学理を普遍化しているわけであろう。

当項目の成立過程に関しては、元和6年(1620)徳川方の作事体制により内裏拡張工事が行われる時代背景が指摘できる²⁷⁾。まさに公家建築に関与した四天王寺流の正統意識が、『匠明』に内裏配置図を学理展開させたものであろう。

2-3 『匠明』学理体系への改編

2-3-1 塀重門の「門記集」の移巻：設計論の(説文)項目の中で、塀重門に関する(諸武⑩)と(匠門⑩)のみ記述内容が一致しない。『諸記集』の「武家記集」において、武家専用の「門」としていた塀重門を、『匠明』では「門記集」へ移巻し、建築様式の分類概念を明確にしている。

(匠門⑩)には塀重門の(指図)が記載され、また(諸武⑩)と比較して記載事項数・記述量ともに豊富で、塀重門取付塀の設計論や『諸記集・門記集』をふまえた、より整備された記述内容へ改編される²⁸⁾。さらに(匠門⑩)は、(諸武⑩)の実寸法を主体とする寸法規定の方法に対し、他項目と同様の比例による寸法規定の方法で、汎用性ある設計論へと変質している。すなわち、大工の設計(覚書)を成文化したにすぎない『諸記集』の記述から、『匠明』では他項目と同様の比例体系による寸法規定と(指図)記載をはかり、記述体裁の統一を意識する体系的な編纂姿勢がある。

2-3-2 住宅設計論＝「殿屋集」の確立：『諸記集』では「社記集」と「塔記集」にある正信奥書(諸社⑩・諸塔⑩)、最終巻の「塔記集」のみにある吉政奥書(諸塔⑩)は、『匠明』では全巻それぞれに奥書が記載されている。「殿屋集」では(匠殿⑩)にある奥書は、(諸社⑩)が(匠殿⑩)に、(諸塔⑩)が(匠殿⑩)に両書が相応して、内容的にはほぼ等しいものの、「殿屋集」では居室建築等を加えて、住宅建築の学理内容を巧妙に対応させる説話加わるなど¹⁾、『匠明』奥書には住宅様式学としての意味を強調している。

設計論の〈覚書〉である『諸記集』に対し、『匠明』は奥書を付して一巻を締めくくり、学理の完結性が強い。そして「殿屋集」に「右匠明五卷之内殿屋集也」と記されるように、「門」「社」「塔」「堂」「屋」の5巻をもって建築設計体系を説明し、『匠明』は学理意識を明確にしている。

3. 江戸中期の時代相

『匠明・殿屋集』の学理体系が大成したのは、前稿で考察したように、承応4年(1655)、『故事秘伝書』の成立年代)以降で²⁾、遅くとも『匠明』東大本筆録の下限推定年の享保12年(1727)以前³⁾、と考えられる。そこで最後に、『匠明』編纂の時代相を論じる。

3-1 〈ヒト〉の建築学＝「殿屋」

『諸記集』(表1左欄)は〈覚書〉の技術内容に限られ、その〈編成概念〉は純然たる木割のみである。武家殿舎の設計論を〈型〉として示す記述構成で、その学理的特質は、大工が技術を〈覚書〉するミクロな武家屋敷設計論としての域を出ていない。

一方『匠明』は(表1右欄)、階層的な編成概念において〈指図〉を重視した〈展開〉記述を構成、なかでも配置図により屋敷構成論を説いている。『諸記集』に比してより多様な建築様式が対象であるが、いわゆる〈ハレ〉の場における正統な屋敷を学理としている事が重要であり、江戸中期以降の建築技術書に散見される〈ケ〉の屋敷論も雑録的に展開して記載項目の豊富さを誇る史料とは、学理意識において根本的に相違している。さらには、武家屋敷論に宮室建築(内裏)に関する学理を加えて、公家屋敷論へと建築学理を拡大している。すなわち、『匠明』は〈屋〉の概念³⁰⁾を止揚する〈殿屋〉の概念³¹⁾による事を「殿屋集」の題名に顕現して、普遍的な貴族住宅建築学を説いており、この実用性をこえた体系化の意識は〈学理書〉的と評価できる。

しかも『匠明』5巻において、「門記集」「社記集」「塔記集」「堂記集」「殿屋集」の順に史料順序を整え、「殿屋集」以外の〈神仏〉建築学を漢文訓読体(カタカナ書き)、〈ヒト〉建築学の「殿屋集」を和文体(ひらがな書き)して、〈神仏〉建築形式と〈ヒト〉建築形式との特性をより明確にしている³²⁾。

さらに政(正)信奥書も、外来(唐)文化を志向する建築様式に関する「門記集」「塔記集」「堂記集」では〈カタカナ書き〉³³⁾、伝統的な〈日本様＝和様〉の建築様式に関する「社記集」「殿屋集」では〈ひらがな書き〉するように、建築様式学の体系化意識は徹底している。〈覚書〉的な編纂姿勢を示す『諸記集』の題名から、貴族住宅論を含むマクロな建築設計の学理体系を展開して、仏教理論『五明＝声明・因明・内明・医方明・工巧明』を連想させる『匠明』5巻への改題再編纂は、まさに学理大成と評するにふさわしい。

3-2 流派意識＝四天王寺流

『匠明』にみる学理大成に関し、他流派の屋敷雛形(悉皆調査により現在60史料ほど確認できる)との相関において歴史評価したい。

『諸記集』が武家に固有の建築様式を意識し、設計論において武家専一の殿舎名称＝「広間」を項目名称に冠している事は、武家の規範を志向する祖本成立当時(近世初頭)の武家社会の内実とよく対応する³⁴⁾。つまり、建築技術書を編纂する棟梁の正統意識として、長享3年(1489)の建築書『三代巻』では、公家・僧家・武家の別なく一般住宅として〈屋〉の設計概念を説く〈原理書〉であるが³⁵⁾、

『諸記集』には桃山期の工匠社会において建築需要の中枢が武家へ移行するのに対応した、施主を武家に特定する〈覚書〉へと変質する傾向がある。

そして『匠明』再編纂期において、建築書の編成概念の変遷過程をたどると、延宝5年(1677)～元禄6年(1693)に内容成立の『建仁寺派家伝書』³⁶⁾では、「匠用小割」において〈唐様＝外来様〉技術の堂宮建築における部分意匠として、住宅設計論を説いている。全14冊の総体には至高な学理体系性が認められ、〈唐様〉の正統＝江戸幕府作事方大棟梁甲良家の技術を集大成した〈学理書〉である。その他にも、「書院」を項目名称に顕わし記述する貞享3年(1686)の『教寄屋工法集』³⁶⁾、天台・真言・華嚴・三論・律の五宗における〈客殿〉設計論を展開する元禄13年(1700)の『新編拾遺大工規矩尺集』³⁷⁾等の建築書は、再び普遍性をもつ〈屋〉の概念へと転回しており、『匠明』再編纂時の時代的な反映と考察できる。

以上、江戸初期の寛永期から江戸中期にいたる時代背景を大観すれば³⁸⁾、寛永期以降、幕府作事方は2代目の時代を迎え、地位の世襲制による安定化と裏腹に、その保有する技術は退嬰現象をおこす事が注目される。この技術的間隙に台頭してくるのが、建築生産機構の合理化過程で職制化された小普請方である。新鋭技術陣を構えた小普請方は、やがて創立当初の職能である修理業を脱し新営工事にも進出、江戸中期には作事方と競合するにいたる。つまり、四天王寺流・建仁寺流の両家がほぼ同時期に、至高に体系的な〈学理書〉を完成するのは、作事方大棟梁が抱いた小普請方に対する危機意識の所産と理解できる。そして作事方大棟梁職を代々継承し、〈和様〉技術の正統＝四天王寺流を誇る平内家の正統意識が、住宅設計学理体系の大成に顕現されている事を、とりわけて指摘しておきたい。

結

「武家記集」と「殿屋集」の学理構成を論じ、『諸記集』から『匠明』への改題再編纂による住宅設計学理の体系化過程を、歴史評価した。

i 奥書慶長13年(1608)当時の建築様相に即して実用性ある『諸記集・武家記集』は、技術内容を重視した武家屋敷の設計論を述べる〈覚書〉である。それに対して、『匠明・殿屋集』では〈型〉の拡大がはかられ、それを〈基本〉の設計論・〈展開〉の図面からなる〈木割〉に加えて、〈由来〉〈特例〉〈奥書〉による〈編成概念〉を述べて、その学理を普遍化している。設計の実用性より、むしろ記述の体系性を優先させる『匠明・殿屋集』は、貴族住宅建築＝〈殿屋〉の学を説く〈学理書〉と総合評価でき、さらに『匠明』5巻において、堂宮建築学の「門記集」「社記集」「塔記集」「堂記集」に対する貴族住宅建築学＝「殿屋集」を位置づけ、〈神仏〉の建築様式に〈ヒト〉の建築様式を定めるマクロな学理意識が確立している。

ii そして、四天王寺流基幹本「武家記集」の学理的展開は、〈式正数寄御成〉の盛期である江戸初期寛永期から江戸中期になされ、特に承応4年(1655)以降と考定される。その際、『匠明・殿屋集』において普遍的な建築様式学の〈学理書〉が大成している時代背景には、〈唐様〉技術の正統＝建仁寺流を誇る『建仁寺派家伝書』とともに、〈和様〉技術の正統＝四天王寺流として貴族住宅建築学を説く自負がうかがえる。それは、新興の小普請方に対し、正統な幕府作事方大棟梁としての権威を維持・継承しようとする、江戸中期建築界の時代相と歴史評価する。

注

- 1) 『匠明』に関する論考は、伊藤要太郎校訂『匠明』および同著『匠明五巻考』（鹿島出版会昭和46年）をはじめ多数ある。特に両史料の成立過程は、内藤昌「『匠明』祖本：『諸記集』について」（『日本建築学会大会学術講演梗概集』昭和50年所収）、両書誌と構成の比較考察は、河田克博・麓和善・内藤昌「四天王寺流基幹本の書誌と構成」（『日本建築学会計画系論文報告集』第412号平成2年6月所収）になされている。また両史料の「社記集」は、河田克博・麓和善・小川英明・内藤昌「四天王寺流基幹本「社記集」の内容的特質」（『日本建築学会計画系論文報告集』第449号平成5年7月所収）、「塔記集」は、河田克博・麓和善・内藤昌「四天王寺流基幹本「塔記集」の内容的特質」（『日本建築学会計画系論文報告集』第489号平成8年11月所収）に、内容比較による祖本との検討、および構成や設計内容にみる学理体系が論考されている。
- 2) 山崎純・岡本真理子・麓和善・河田克博・仙田満・内藤昌「四天王寺流基幹本「武家記集」の内容的特質」（以下「内容的特質」と略称する）（『日本建築学会計画系論文報告集』第486号平成8年8月所収）。
- 3) 古典建築書関係の論考において、図に併記される記述と区別するために、文章のみで説いた記述を、特に「説文」と略記する。
- 4) 前稿「内容的特質」の2-1参照（注2）。
- 5) 中世に一般化した「主殿」は、「寢殿と呼称するにはためられたところの形態・内容」をもつ略式寢殿である（川上貢著『日本中世住宅の研究』p. 341墨水書房昭和42年）。「広間」用語の先駆は、天正9年（1581）12月22日に、秀吉が安土城広間へ登城する記録が、2次史料としてある（『甫庵太閤記』「秀吉歳暮御禮之事」）。1次史料としては、『兼見卿記』天正10年7月11日の条に「羽柴出広間對面」とあり、天正11年5月7日の条にも、勅使が近江長浜城中広間にて接している事を伝える。その他、天正13年秀吉造営の大坂城本丸の結構を伝えたと目される中井忠重氏蔵『大坂城之図』にも広間があり、また『輝元公御上洛日記』には天正16年現在、聚楽第を始めとして、大和納言聚楽邸・大和郡山城・備前宰相大坂邸・公方（足利義昭）大坂邸等の広間と考えられる平面が記されている（堀口捨己「書院造と数寄屋造りについて」；『書院造と数寄屋造り』pp. 41～70鹿島出版会昭和53年所収、太田博太郎著『書院造』pp. 128～132・177～187東京大学出版会昭和41年、内藤昌「江戸の都市と建築」；『江戸図屏風』別巻pp. 37～48毎日新聞社昭和47年所収、等参照）。
- 6) 「広間」は、桃山期（式正御成）にて武家屋敷の格式ある構えとして定着、武家固有の様式に意識される。「主殿」は公家・僧家・武家の別なく使用するに對し、「広間」は少なくとも発生の桃山初期においては、武家専用で使用している（内藤前掲書注5p. 43脚注19参照）。
- 7) 東京大学蔵の平内家史料である（内藤昌「大工技術書について」；『建築史研究』第30号昭和36年10月所収参照）。前稿では、『匠明・殿屋集』の新項目を本書に記載している事を論じている（山崎前掲書注2）。
- 8) 「清水家伝来本」（金沢市立図書館蔵）と「岩城家伝来本」（滑川市立博物館蔵）がある。上下2巻の卷子本。「武家殿古今作形相違有之所/左ニ記後世之人相考作形可有者也」と、設計様式の別に説明をしている（河田克博・岡本真理子・麓和善・内藤昌「加賀建仁寺流系本における屋敷難形」；『日本建築学会計画系論文報告集』第399号平成1年5月所収）。
- 9) 宗教哲学者によれば、たとえば東洋哲学世界を視覚的に示す「大悲胎藏生マンドラ」の特質は、非時間性＝無時間的な（全体同時性）にあると解釈する（井筒俊彦著『意識と本質』岩波書店昭和58年）。こうした東洋哲学の世界観は、空間芸術たる建築に潜在していると考えられる。
- 10) 前稿「内容的特質」（注2）の3-3参照。
- 11) 松江城管理事務所蔵。松江藩の大工頭竹内家に伝わる木割書である。当書「武家之部」は『新編武家難形』の木割内容と近似して、その原典に比定できる（内藤昌「竹内家の書院造木割について」；『日本建築学会論文報告集』第66号昭和35年10月、岡本真理子編著『日本建築古典叢書5 近世建築書一座敷難形』pp. 588～592大龍堂書店昭和60年）。
- 12) 山崎純・岡本真理子・河田克博・麓和善・仙田満・内藤昌「屋敷難形における能舞台の研究」（『日本建築学会計画系論文報告集』第504号平成10年2月所収）。
- 13) 前稿「内容的特質」（注2）の3-1参照。
- 14) 前稿「内容的特質」（注2）の3-4参照。
- 15) 横山家・国会図書館蔵。公刊された木版木割書の嚆矢である（伊藤前掲書注1、内藤前掲書注7）。
- 16) 内藤前掲書注7、太田博太郎監修・内藤昌・渡辺勝彦・麓和善・岡本真理子・河田克博著『愚子見記の研究』pp. 253～266井上書院昭和63年
- 17) 前稿「内容的特質」（注2）の3-5参照。
- 18) 前稿「内容的特質」（注2）の3-2参照。
- 19) 前稿「内容的特質」（注2）3-6、山崎前掲書注12）3-2参照。
- 20) ある（場）において機能する（型）の象徴作用は、建築や茶道・華道・連句連歌にのみならず、日本文化の基底に共通して「文脈依存構造」というべき特質が指摘できる（オギュスタン・ベルク『空間の日本文化』筑摩書房昭和60年、等参照）。
- 21) 東京大学蔵。前稿では「殿」は元平内家伝書である本書の「今禁中殿室図」を透写し、転載した〈指図〉である事を論じた（山崎前掲書注2）。
- 22) 竹中大工道具館蔵。全5巻、奥書には「柏木氏政等/元禄二己巳年正月受之物也/柏木太郎右衛門政虎」とある。
- 23) 静嘉堂文庫蔵。乾・坤の2冊からなる（河田前掲書注8）。
- 24) 明治大学蔵。小河原作太夫が天明5年（1785）2月に写した史料である。
- 25) 前稿「内容的特質」（注2）の3-7参照。
- 26) 前稿「内容的特質」（注2）の3-8参照。
- 27) 元和6年（1620）の徳川和子入内に先立ち、元和4年から女御殿と女御御里御殿の造営が行われ、この工事は中井正清の計画による作事で小堀遠州も奉行の1人として携わった事が確認されるように、徳川方の作事体制により幕府の権威を高めようとする政治的配慮が推察される（平井聖編『中井家文書の研究 一』pp. 52～61中央公論美術出版昭和51年、内藤昌著『近世大工の系譜』p. 83昭和56年べりかん社、同著『近世大工の美学 一環境倫理としての日本古典建築学』p. 121平成9年中公文庫）。
- 28) 前稿「内容的特質」（注2）の2-2参照。
- 29) 伊藤前掲書注1pp. 299～305参照。
- 30) 中国最古の字典である『説文解字』（A. D. 100年）によると、「屋」とは「居なり。戸に従ふ。戸は主ふ所なり。一に曰はく、戸は屋の形に象る。」とある。つまり「屋」は、いわゆる板屋で、殯のためにしばらく死体をおくところ。人の住むべき所ではなく、一時的な建物の意があり、「宮」「室」と同じく、もと神聖の居るところである（白川静著『字訓・字統』昭和59年平凡社）。
- 31) 前述『説文解字』によると、「殿」を「堂の高大なるものなり」と、宮殿・殿堂の意に用いている。つまり貴人の住む広大な建物、またそこに住む人をいう（白川前掲書注30）。
- 32) 日本中世から近世にかけての文書では、〈神仏〉と関わりを持ち、しかも口頭で語られた事に関わる場合に〈カタカナ書き〉が顕著に使われる。〈ひらがな書き〉はカタカナより一般に多用されるが、元々和歌・和文の系統に属する表記で、平安王朝時代の文学に対する思慕の意識がある（築島裕著『日本語の世界 5』pp. 346～355中央公論社昭和56年、網野善彦著『日本論の視座』pp. 317～362平成2年小学館、等参照）。
- 33) 『匠明・塔記集』政信奥書で、「…以書ヲ可記之由侍シニよつて、…」の部分のみ〈ひらがな書き〉されているが、最近の東大本補足調査により、この〈ひらがな書き〉は補加筆箇所である事が判明している。
- 34) 中世に成立した、いわゆる「日本番匠記系本」と総称される建築書は、『愚子見記』第8冊所収の『三代巻』をはじめ各地に残されて、『三代巻』とほぼ同一内容を有している。『三代巻』の「屋敷へハ六分敷」との記述は、他書は「屋」に代わり「家」「屋敷」「いゑ」をあて、「屋」概念に微妙な改変がみられる（内藤前掲書注16pp. 114～140参照）。中世建築書の学理的特質については、別稿で論じる予定である。
- 35) 東京都立中央図書館蔵。和綴本全14冊。筆者は甲良宗賢・宗俊・宗員と考定でき、至高に体系的な構成・内容をもつ。住宅を独立項目としないのは、その諸要素はもともと堂宮の部分意匠を流用したもとする学理体系ゆえである（伊藤前掲書注1、内藤前掲書注7、内藤昌「甲良家の書院造木割書について」；『日本建築学会論文報告集』第89号昭和38年9月所収、河田克博編著『日本建築古典叢書3 近世建築書一室宮難形2 建仁寺流』pp. 746～751大龍堂書店昭和63年、等参照）。
- 36) 東京都立中央図書館蔵。筆者は城州山崎の伊藤景治で、茶室設計論を主体とする、公刊本4巻。「書院并上段上々段付書院之事」は、上段・上々段・床・棚・付書院の木割を記しながらも、武家特有な納戸構は記述せず、項目名称との整合性をはかられている（内藤前掲書注7）。
- 37) 東京都立中央図書館蔵。全3冊。元和13年（1700年）、書肆北畠茂兵衛による公刊本で、筆者は不明。五宗の「客殿」設計論は内容的には「広間」と大差なく、「また/武家の広間も此坊作も違ひなく候」と述べる（内藤昌前掲書注7、渡辺保忠・中川武『新編拾遺大工規矩尺集』における木割の方法と寸法体系の構成）、同『新編拾遺大工規矩尺集』における木割のモジュール・システムとしての特質；『日本建築学会論文報告集』第194号昭和47年4月、第198号昭和47年8月所収、等参照）。
- 38) この過程の詳細は、内藤前掲書注16pp. 254～266等に論じている。

(1997年12月10日原稿受理、1998年2月12日採用決定)